

条件付一般競争入札心得

1 入札書記載金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」を記入すること。
（記載例 ¥234567000）

2 入札書記載事項

入札は、入札書（様式第 4 号）によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開札年月日
- (2) 入札金額
- (3) 工事名
- (4) あて名（宮古市上下水道部 宮古市長とする。）
- (5) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職氏名
- (6) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号－1 又は様式第 2 号－2）に押印する印鑑と同じ印鑑で押印

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 一般書留又は簡易書留による宮古郵便局留以外の方法で提出された入札
- (2) 入札公告に明示する到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 郵送用表封筒の記載内容に誤り又は漏れがある入札
- (4) 入札書と工事費内訳書が封入されている中封筒が糊付け、封印されていない入札
- (5) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する入札
- (6) 指定様式でない入札書を用いた入札
- (7) 指定様式でない工事費内訳書を同封した入札
- (8) 工事費内訳書が同封されていない入札
- (9) 縦覧確認書の写しが郵送用表封筒に同封されていない入札
- (10) 入札書と中封筒の開札日時、工事名、商号又は名称が相違する入札
- (11) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札（内訳書に値引きの記載は認めない。）
- (12) 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札
- (13) 工事費内訳書の記載内容に誤り、漏れがある入札
- (14) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
- (15) 入札書の記載事項に誤り、漏れがある入札
- (16) 金額を訂正した入札
- (17) 1 件の入札について、2 通以上の入札書又は工事費内訳書を提出した入札
- (18) 談合その他不正行為によって行なわれたと認められる入札
- (19) 人的関係（一方の会社の役員等が他方の会社の役員等を兼ねている場合等。以下同じ）があると認められる複数の者のした同一工事への入札
- (20) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (21) 虚偽の申請により資格を得た者のした入札
- (22) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (23) 予定価格を超える金額の入札

- (24) 入札参加資格確認書類を提出期限までに提出しない落札候補者のした入札
- (25) 入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従わない落札候補者のした入札
- (26) 入札書、工事費内訳書、条件付一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑が一致しない落札候補者のした入札
- (27) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札候補者の指定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札をした者（委任による代理人を含む。）が開札に立ち会っていないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札場所への入室は原則として、入札参加業者当り1名とする。
- (4) 入札に関して不正な行為が行なわれたおそれがあると認められるときは、落札候補者の決定を保留することができる。

5 落札者の決定

- (1) 有効に提出された入札参加資格確認書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、当該落札候補者に次ぐ低価格で有効な入札をした者がある場合は、その者を新たに落札候補者に指定して、(1)、(2)により落札者を決定する。

6 入札の不参加

- (1) 入札の提出書類を郵送した後においても、開札日の開札開始時間までの間は入札に参加しないことを認めるものとする。この場合は、入札不参加届（様式第11号）を宮古市総務部契約管財課又は開札会場の開札執行職員に提出するものとする。ただし、開札開始時間までに提出されたものに限る。
- (2) 有効な届出により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、又は、災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (3) 人的関係のある複数の者による同一入札への参加は認めない。
- (4) 入札参加者が2人に満たないときは、原則として当該入札を中止するものとする。

8 指名停止措置

入札において次の各号のいずれかに該当する行為をした者には、市営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置を講ずることがある。

- (1) 予定価格を超える金額の入札をした者
- (2) 談合その他不正行為による入札を行った者
- (3) 虚偽の申請により資格を得て入札を行った者
- (4) 入札参加資格がないことが明らかなのに入札に参加した者
- (5) 落札候補者となり、自己に起因する理由により落札者とならなかった者

9 違約金

開札から請負契約締結に至る間において次の各号に該当する場合、各号それぞれで定める率を乗じて算出される額を違約金として徴収できるものとする。

- (1) 落札候補者が自己に起因する理由により落札者とならなかったときは、入札予定価格に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の3。
- (2) 落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5。

10 契約の成立要件

契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）
- (2) 措置基準に基づく指名停止措置を受けた場合

11 入札執行の特例

当分の間、入札公告する契約については、7(4)の規定にかかわらず、入札参加者が2人に満たない場合でも入札執行することができる。